

◆司会

すいません、お待たせをいたしました。ただ今から市長定例記者会見を始めさせていただきます。市長、よろしくお願いいたします。

◆市長

はい、よろしくお願いいたします。今日は発表案件は一つです。

「葵消防署管内建物火災事故行政的検証の概要」というものです。検証の結果ですね。お手元に資料が、資料1、資料2、資料3、そして、今、申し訳ないですが、アンケートが資料4なのですけれど、それについては印刷中ということなので、後ほどお届けしたいと思います。

まず、葵消防署管内建物火災事故行政的検証をなぜ行ったのかというところについて、ご説明します。資料1ですね、この消防組織法第7条に基づき消防管理する市長として、ということですが、消防は独立した組織ですが、消防組織法によると、市長は消防長に対しては指揮ができる、指示ができるということになっていますので、この検証の結果というのは消防長に対する指示ということになります。もう一つは、社会的に何があったかを明らかにするという目的でもあります。検証の目的、方法ですが、令和5年8月1日に、この事故調査委員会、静岡市葵消防署管内建物火災事故調査委員会から、事故調査報告書というものが市長に提出されています。

消防管理する市長として、この事故調査報告書を読み込みました。その結果、報告書は、事故時の状況に不明な点、あるいは確証が持てない点がある中で、いろいろな可能性を列挙して、それを踏まえて再発防止策の提言を行ったものと認識をいたしました。しかし、同時に、報告書には課題があるということも認識しました。それは、報告書は本件事故の責任を問うことを前提としていません。そして、一つひとつの消防部隊活動が適切であったかどうかの評価がなされていません。また、事実関係についても、確認が必要な事項も残っていました。

そういうことから、それからもう一つ、報告書は再発防止策について提案していますけれども、安全を最優先する組織風土の構築というのは、まさにその通りですが、これまでも消防局は、この問題に取り組んできたはずですが、しかし、この問題が発生した、起きてしまったということで、根底があるということです。その根底の分析が十分に行われていないと認識いたしました。よって、行政的観点で客観的な検証、さらに言うと再検証を行う必要性を認識しました。そのため、消防局を担任しない大長副市長をトップとした検証チームを総務局

に設置して、事故当時の消防部隊活動を規範に照らして評価しました。規範というのは規定だとか規則だとか、そういったものになります。併せて本件事故の背景にある組織的課題についての消防職員の生の声を把握するために、消防職員のアンケートを実施しました。そして、この事故をどうすれば防げたか、という観点から、この事故に発生に影響したものと認められる活動を特定して分析しました。さらに、この事故の背景にある組織的な課題の整理、そして、再発防止のための必要な事項の取りまとめを行いました。

検証結果ですけれども、まずこの事故の分析について、この事故の発生に影響したと認められる活動は、駿河特別高度救助隊一番員が火点室に入ったこと、駿河特別高度救助隊が命綱をつけずに、濃煙の屋内に侵入したこと、同じく、この救助隊が火点に背を向けて退出したこと、これらの活動を採った理由について、そして、規範を評価、どうすればよかったのかを分析いたしました。

次に、この事故の背景の組織的な課題として、安全管理に関わる課題、規範の実効性に関わる課題、指揮体制に関わる課題、組織風土に関わる課題、この四つを整理しました。そして、再発防止に必要な事項として、安全管理の課題については、安全管理の意識の醸成および実践、規範の実効性の課題については、規範遵守の不徹底が起きてしまう原因の分析とそれを踏まえた対応、そして、効率的な情報収集の徹底と統制のとれた現場活動の再考、消防局の組織な対応の改善等、こういったものについて取りまとめました。

今後の取り組みです。内容については、後ほどもう少し詳しく、検証内容については後ほど詳しく説明いたします。今後の取り組みですが、ご遺族のお気持ちに伝えるためにも、検証結果をもとに組織を変えて、より良い組織にしていかなければなりません。とりわけ適切な組織的対応ができるよう、組織の管理システムの変革が必要です。このため、4月から消防長直轄の消防管理室を設置して、検証結果の内容を一つひとつ、消防隊員と協議しながら、そして対応の改善に繋がっていきたいと思います。

まず規範については、この事故で複数の規範通りでない活動が見られました。なぜ規範が守れなかったのかという原因分析を行って、それぞれの活動について規範を知らなかったのか、あるいは規範の趣旨を正確に理解していなかったのか、それとも規範に合理性がないのかを分析して、それぞれの原因ごとに必要な対応を取ることを行ってまいります。職員のアンケート意見についても様々な意見がありました。非常に重い意見であると考えています。一つひとつよく吟味して反映すべき意見を、規範を含む組織の管理システムに反映してまいります。その後、規範の解釈、運用の再整理を実施、規範で適切でないものについてあるのかどうか、あるいは運用を変えた方がよいのかどうか、そのあたりをしっかりと整理をした上で、必要に応じて規範の変更も行ってまいります。

その上で計画的・効果的な訓練を通して、全ての消防職員の行動にまで落とし込んでいく、これにより再発防止を徹底するとともに消防力の強化に向けた継続的な改善を進めていくというものです。

具体的な内容について、資料2で報告書概要という形で整理をしていますけれども、これは後ほど参考にさせていただければよいと思います。資料3というのが、この検証の報告書になります。そして、資料4がアンケートです。資料3に基づいて、少し詳しくご説明いたします。

まず、行政的検証の概要ということですが、これは経緯を書いております。まず事故がどういうものだったか、3ページをお開きください。(1)イのところの行政的検証内容のところですが、まず事故は令和4年8月13日に起きた、残念なことに消防隊員1名が殉職をいたしました。それを踏まえて調査委員会を設置して、報告書が令和5年8月1日に提出されました。しかし、私が、この内容について精査をしたところ、十分ではないというふうに認識しましたので、行政的検証を行うことにした、というものです。この検証の内容については、先ほど申し上げた通りなのですが、まずは事故調査の報告書で、事故調査委員会の報告書、そして消防職員から再度聞き取りを行いました。そして事故当時の消防部隊の活動、これが重要なポイントですが、規範への適合性について検証して、規範通りにない活動を抽出しました。規範通りでないのが必ずしも悪いというわけではないのですが、まず規範があるわけですから、規範について規範通りであったのかどうかというところを検討・検証いたしました。

それからアンケートを実施して、どこに組織課題であるのかということ、これはアンケートについては後ほど、この報告書の中でも出てまいりますので、ご紹介します。そして事故調査報告書の活動の検証とアンケート調査を踏まえて、あるいは聞き取りを踏まえて再検証を行ったということになります。その結果として、事故の分析をもう一度やり直して、そして、この事故の背景にある組織課題、そして再発防止のための必要な事項をまとめました。

次の5ページを開いていただいて、事故調査報告書の消防部隊活動の検証ということですが、5ページの上から4行目ぐらいに「規範」が書いてありますけれども、規則とか、規程とか、指針とか、基準とか、要綱になりますが、こういうものに照らして、現場での活動が規範通りだったのかどうかを整理しました。ここに七つ挙げております。一つひとつ全部は紹介しませんが、一番大きなものは5番目になります。6ページの⑤というところですが、「駿河特別高度救助隊が命綱を付けずに、濃煙の屋内へ侵入し、ホースを置いて退出したこと」、これについて規範に何と書いてあるかということ整理しております。ちょっと小さい字ですが、規範のところの●の二つ目、「進入

活動」「濃煙内への進出・進入」というところを見ていただくと、「進入隊員の編成は必ず複数隊員とし、命綱等で体を結着して進入し、活動中は絶対に単独行動を取らない」。また、外部に命綱等の…ここは省略しますが、そういったことになります。ホースを置いて退出することの直接的な規範はありません。ただし、濃煙および熱気内の屋内進入については、次のような規範がありますので、ホースを置いて退出というのは適切ではないだろうと思われております。それについては「濃煙および熱気内への進入」、そこの四角の一番下ですけれども、「噴霧放水による冷却のほか、つとめて排煙口を設定するなどの措置を図り進入する」ということがありますので、これに照らしてホースを置いて退出したことというのは適切ではないだろうということになります。

職員アンケート、7ページは職員アンケートの内容です。ちょっと省略をして、「本件事故の分析」というところに進みますけれども、これも、ここでは3つに絞っています。まずは、亡くなった特別高度救助隊一番員が火点室に入ったことがどういうことかということですが、これについては、事故調査委員会の報告書ではいろいろな分析がなされていますが、その理由については、再検証の結果も特定できませんので、これについては特に記述しない、評価しない、評価できないということになります。

続いて、「駿河特別高度救助隊が命綱を付けずに濃煙の屋内に侵入したこと」ということですが、これについてはまず理由、この進入時については、なぜこれを付けないで進入したのか、命綱を付けずに進入したかということですが、これは理由を聞いております。「活動の迅速性や作業性、作業上の取り回しを優先した」ということになります。その次に、これが規範に対して、9ページに進みますが、規範に照らして適切だったのかどうかということの評価して、規範をまず示して、その上で評価してどうすればよかったかということですが、どうすればよかったかというところを見ますと、「濃煙内の屋内進入は命綱等で体を決着して進入および退出すべきであった。仮に動きが制限されるなど支障がある場合でも、隊員の安全を損なう恐れを踏まえると、1名の隊員以外訓練したことのない手法」を、命綱を付けずに、ホースを活用した進入退出を採るということを今回行ったわけです。行っていたわけですが、それは、1名、3名のうち1名しか訓練されていなかったということで、訓練されていない方法で進入したということになります。そこについて問題、こういった整理をしております。

9ページの3番目は、火点に背を向けて退出したことについて分析していますが、省略します。

11ページですが、本件事故の背景にある組織的な課題ということですが、今までいろいろなことを申してきましたが、これについては、隊員お一人ひとり

の行動の問題というよりも、組織的に問題があったのではないかというのが、今回の結論になります。したがって、組織的課題を根底から変えていかないと、再発防止にはならないというのが基本的な認識です。

まず、11 ページの安全管理に関する課題ですけれども、「安全管理の不徹底」のところですが、事故当時の規範通りでない活動がいくつかあります。先ほどの命綱を付けないこともそうですが、それ以外にもいくつもこの点が指摘されています。つまり消防局の中では、この規範通りでない活動等というのが少なくないということです。それはその下に消防職員のアンケートというところがありますけれども、そこの中からも出てまいります。例えばですけれども、「現場において上司から訓練をしたことのない方法による活動を指示されたことがある」というのが 24.4%あります。

ごめんなさい、これ（資料4）、もう届きました？ちょっと、アンケートについて先にご説明させていただきます。資料4のアンケートですけれども、これは職員の生の声を聞くということで、現在、消防署において、警防活動に従事している消防局の職員を対象に実施しました。例えば、警防活動ですので、救急車だとか、そういった活動をされている方は除いています。それから管理的な事務を行っている方も除いています。まさに現場で警防活動をやられている方ということになります。令和5年 11 月8日から2週間ほどかけて実施しております。

全部で 669 件になります。人数としても同じになります。消防の職員ですけれども、現在 1,039 人だったと思いますけれども、その人数ですから、その 1,039 人に対して 669 人からの回答となっています。アンケートについては出した対象者からはほとんど返ってきていると言えます。次のページを開いていただいて、例えばQがいくつかありますけれども、「あなたにとって働きやすい職場とはどのような組織ですか」とか、3ページです、「自分の意見を言いやすい組織ですか」とか、そういったものがあります。もう少し進んでいただくと、9ページを見ていただいて、「あなたは警防活動および警防業務の安全管理を適切に行い、かつ職員の安全管理に関する意識を向上させるため、組織や業務に関し提案したことはありますか」ということで、「提案したことがある」というのが全体で 28.8%ある。特に上の方ではなくて、消防指令であるとか、消防司令長であるとか、そういうところでは非常に比率が高くなって、実際に現場に出ておられる方々になりますけれども、指令される方もこういう提案が出ているということになります。

で、それについて、いろいろな提案がありました。12 ページですね。今回の問題にも直接影響していますけれども、現在、警防活動のQ10-1ですけれども、「現在、警防活動の現場において警防活動に関する規定等の遵守が意識されて

いると思いますか」というところで、「意識されていると思う」というのが 89.8%、全体ではあるのですけれども、やはり 10%が意識されていないというものがあるということは、これはかなり問題点があるのではないかと思います。

その他、例えば 17 ページ、「これまでに警防活動の現場において、上司から訓練をしたことのない方法による警防活動を指示されたことはありますか」ということです。やはり消防においては、訓練した活動をするというのが安全管理上極めて重要ですが、これについては全体として、24.4%が「上司から訓練をしたことのない方法による活動を指示されたことがある」となっています。

「そのときにどうしましたか」ということが、その下ですけれども、「拒否をした」ということから 12 件、「上司の指示であるため、そのまま実施した」というのが 127 件、このようになっています。したがって、訓練したことのないものが行われているということが結構あるということになります。こういったアンケート調査結果になります。

それからもう一つ、これもかなり深刻な課題になりますけれども、20 ページを見ていただいて、Q14-1 ですけれども、「あなたが過去に従事した警防活動の現場で、現場全体の統率が取れていない、または部隊内の統率や部隊間の連携が取れていないと思ったことはありますか」、これがまさに組織的な問題ということになりますが、「現場全体の統率が取れていない」または「部隊間の統率や部隊間の連携が取れていない」と思ったことがあるというのが、全体で 45.9%もあるということです。したがって、これは上手く指揮が取れていないというふうに認識した例が、半数近くあるということで、これはかなり深刻ではないかなと思っております。こういった点で、消防職員の生の声を聞いた上で、検証を行っているということになります。

もう一度、資料 3 に戻っていただいて、資料 3 の 11 ページですけれども、先ほどの真中あたりの消防職員アンケートの回答ということですが、今言いましたように、訓練がされていないものがやられているというような場合、そういうものがあるということがここで明らかになっています。

それから 12 ページになりますけれども、この規範、先ほどの安全管理の不徹底、次は規範の実効性に関する課題ということですが、これは規範遵守の不徹底が起きてしまう原因が分析されていませんでしたが、典型的なのが命綱を付けずに濃煙の屋内に進入し、ホースを置いて退出したことですけれども、これは規範に照らすと適切ではない活動ですけれども、やはり現場での臨機応変の対応を重視して、規範通りで行わないということが、それでいいんだ、ということが消防局の中である種の認識になっていると思われれます。規範というのは、やはり守るためにあるわけで、もし規範を守らないのであれば、

例えば、「原則として、こうこうこうだけど、こういう場合は臨機応変の対応を取ることができる」と書いてあれば、それはそれでよいと思うのですけれども、原則ではなくて、命綱をつけて進入すること、単独行動をとらないこと、というふうに書かれているわけで、そういった点で規範を破ってはいけないということですね。もし規範に問題があるのであれば、規範そのものを変えないといけないはずで、その規範を変えることなく、現場で規範と異なる行動をするということがある種常態化しているということが大きな問題であると思っています。12 ページ、先ほどアンケートがあったように教育訓練がされていないという場合が結構多いということです。要するに消防司令、小隊長クラスですけれども、そこでは 53.7%がその問題を認識しているということです。訓練も十分に行われていないということがわかります。

それから 13 ページですけれども、指揮体制に係る課題ということですが、これに対しては情報収集が効率的でなかったのは、今回の事故の現場でありましたが、実際のアンケートでも先ほど申しましたように、かなり高い比率だったということです。消防職員アンケートの回答で、「現場における火災情報が適切に現場本部に集約されていないと思ったことがある」という回答が 28%ということになります。

それから 14 ページですけれども、現場の統率のあり方というところですが、これも職員アンケートですけれども、先ほど、これも申しました 45.9%が「統率が取れていない場合があった」ということを言っております。そして、組織風土の問題、その辺りについて書いておりますけれども、そこは省略したいと思います。

最後、総括的になりますけれども、「本件事故の消防局の組織への対応」のところの総括ということですが、行政的検証を通じて何がわかったかということですが、この規範の、そのページの一番下の方ですね、「現場ごとの事情は異なり刻々と変化する状況下で瞬時に判断し、行動することが求められる現場活動において、結果を前提として、何が問題だったかを厳しく追及するとかえって職員が萎縮する」ということにはなりません。とにかく規範通り何でもやらなければいけないんだ、というようなことになると萎縮をするわけですが、やはり、そのままそれでいいんだということを放置してはいけないということです。

今回、かなり厳しい検証結果になりますが、16 ページの 3 行目のところですが、実際、現時点というところですが、今年の 2 月時点において消防局として再発防止に向けた取り組みは行っていますが、自ら主体的に活動の問題点を明らかにするための検証と対応を行ったという確認はされておられません。消防局においてはですね。ですから、事故調査委員会で、例えばです

けれど、事故調査委員会で様々な問題点が指摘されていますが、その問題点一つひとつを職員の中で、要するに失敗に学ぶということです。失敗に学んでこういふときにどうすればよかったか、という検証がされていません。それはわかる、組織としてですね、それはわからないでもないのですけれども、過去に起きた失敗、他の失敗を学ぶのは容易ですけれども、自分の組織の中の失敗例を表に出して、このとき、この隊員がこんな活動をしたのは誤りであった、ということの中で分析して、改善に繋げていくというのは、なかなか厳しいことだと思います。しかし、殉職事故を起こしたわけですから、やはり、それをしっかり、消防長、消防局のトップですね、やっていかないといけないわけですが、これが最後に書いていますけれど、本件事故への消防局の組織的な対応が不十分だった、そして、その後の改善も今のところ不十分であると認識しております。次に17ページですけれど、再発防止のための必要な事項ということをいろいろ書いてありますが、これは、これから徹底してやることになります。

19ページに飛んでいただいて、これをやろうと思うと、はっきり申し上げると、今の消防局の内部での対応では改善は見込めないと思っております。したがって、令和6年度から消防長直轄の組織で設置する消防管理室というのを置いて、そこで過去の失敗例を、今回の検証結果を踏まえて、何が良かったのか、悪かったのかを一つひとつ分析して、改善していくということをやらざるをえないと思っております。

先ほども申しましたが、職員にとっては辛いことだと思います。自分の失敗をしたものが表に出されて、そこでこうすべきだった、ああすべきだったということは、なかなか辛いことで、ですから、やはり消防局の中ではできませんので、外の人を入れて、この消防管理室を中心にやっていく必要があります。

最後、総括になりますけれども、消防局というのは本当に一生懸命、皆さん仕事をしています。市民の生命、身体、財産を火災から保護して、災害の防除、被害軽減等、任務とする消防に従事する市職員は使命感を持って昼夜を問わず、警防活動に従事しています。そして、この間の能登半島の地震にも直ちに緊急消防援助隊を派遣して駆けつけて、市民の安全安心に大きく寄与しています。これは市民の代表である市長として、消防局の日頃の活動については高く評価しております。

一方で、私自身が消防を管理する市長ですので、この事故の結果というものを深刻に受け止め、そして事故の結果だけではなくて、なぜその事故が起きたのかというところを、しっかり分析した上で、改善に繋げていかないといけないと思っております。消防の現場において消防職員は危機に立ち向かって、身をさらさなければならぬ、そういう状況にあります。被害拡大の防止や火災の救助のための活動の効率性を重視しがちに、どうしてもなります。とにかく早く火災を

止めようということで、効率性を重視するということにはなりますが、それが消防職員の生命身体の犠牲の上に、活動を行うものであってはならない。やはり消防職員の安全確保が大前提となります。このため指揮監督権を有する消防長に対して、この行政的検証において示した再発防止のための必要な事項を具体化をして、殉職事故が二度と起こらないように、再発防止を徹底するように指示をいたします。

最初に申しましたが、消防局というのは独立した組織ですので、市長は消防を管理していますが、指揮、指示ができるのは消防長に対してということになります。隊員に対して直接の指揮権は持っておりません。したがって、消防長に対して再発防止の徹底を指示いたしました。

もう一つ大事なことですけれども、単に消防規範の見直しを行うなど、形式的な変更ではなくて、なぜ規範が守られなかったのかという原因を出発点として、そして規範の解釈と運用の再整理を行うということです。本当に守らないといけないのか、守らなくてもよいのか、もし規範が適切でないのであれば、規範を変えていくということまでやっていかないといけないと思っています。その上で、守るべき規範をもう一度しっかり見直した上で、今度は訓練ですね、訓練を通して、全ての消防隊の行動にまで落とし込むということが必要ですので、これについても消防長に対して指示をしたということになります。

消防というのは、先ほど申しました。本当に献身的な活動をしていて、敬意を持っておるわけですが、その消防局に対して、市長がこういう問題を指摘するというのは非常に異例だとは思いますが、やはり中身について分析したところ、このままの状態では再発防止は可能ではない、また同じような事故を起こしてしまう恐れがあるという強い危機感を持っておりますので、あえて今回はこういう形で、自ら反省もし、それは消防を管理する市長として自らも反省し、そして消防長に対して強く改善を求めるという内容にしております。

以上、ちょっと長くなりましたが、本当に大変な事故でありましたので、詳しくご説明、検証結果について詳しくご説明をさせていただきました。ありがとうございました。

◆司会

それでは、ただいまの発表につきまして、皆様からのご質問をお受けしたいと思っております。社名とお名前をおっしゃってからお願いをいたします。

はい、中日新聞さん、お願いいたします。

◆中日新聞

中日新聞です。よろしく申し上げます。

三点あるんですけど、まず1点目なんですけど、そもそも論になってしまうんですが、今回、行政的な事故の調査報告をされたということですが、まず、静岡消防局が静岡市長をトップにするっていう存在で、そこが殉職事案を起こして何らかの組織的な問題があると。第三者組織である事故調が発足して調査されて、結果が出たと。それに関して、また消防を管轄する、していない部署とはいえ、その静岡市内部の組織の人たちが、再発防止策はちょっと課題があるから、もう一回検証し直そうっていうのは、そもそも論の第三者の目線から調査をするっていうところが破綻しちゃうかなと思うんですけど、そこについてはどう思われますか。

◆市長

報告書の役割というのが最初に整理されていて、法的な責任を問うようなものではないというところから始まっていますので、どうしても個々の活動についての分析が十分ではなかったと思います。大変ご尽力いただいて報告書をまとめていただいて、そして、これは中身については、例えば90%であるとか、95%ぐらいのところですね、あまり具体的な数値は意味がないと思いますけれども、それについて非常に詳細な分析がされていると思います。

ただし、どういう活動が行われたのかというところは、分析をされていますけれども、本当にその活動が適切であったのかどうか、というところについて踏み込んだ検証がされていなかったということですね。

事故調査委員会ということですから、再発防止の方法、もちろん提言はありますけれど、再発防止よりも、むしろやはり何が起きたのかというところを重視して検証されていたものだと思います。その検証結果というのは役には立ちますが、ただそれだけでは再発防止に繋がらないという非常に大きな危機感を持ちましたので、改めて、要は再検証ということですね、しないとこれは駄目だと、組織的改善にならないということを経験をしたので、もう一度やり直したということになります。

◆中日新聞

ありがとうございます。その部分はわかるんですけど、事故調査委員会がそもそも責任追及を目的とするものではないっていうのは、例えば国交省の事故等調査要領、通則とか、そういったところで明記されてるもので、事故調としては全く問題のない行為だと思うんですけど、もし詳細の部分、調査が不十分であったっていうのであれば、元々選任の部分、委員を選ぶ段階でもっと適任者が他にいたとか、そういう話になってしまうんじゃないですか。

◆市長

いや、それは別の問題だと思います。私が市長になる前に始まったかどうかということを問題にするつもりはありませんけれども、それで進んで来て、結果が出たわけで、この検証委員会というのは、調査委員会ですね、これは逆に言うともあまり行政的に意見を言うてはいけないということだと思いますね。第三者検証しているわけですから、第三者検証に行政があまり首を突っ込んで、こうであるべきだ、どうのこうのという話をする、逆に検証内容がゆがんでくると思います。したがって、委員がどうのこうのとか、あるいは内容が途中の段階でよいとか悪いかについて、報告書が出る前の段階で、行政的、市長がとやかく口を挟むべき問題ではない、挟むべきではないと思います。出てきたものを受け止めて、それで再発防止が可能かどうかを消防を管理する市長として判断することが大事なポイントだと思います。

ですから、事故調査委員会の検証については、もちろん感謝をされていて非常に詳細な分析、どういう活動を行われたかということの整理をされていますので、それについては感謝いたしますが、それと、つまり事故調査委員会の役割と消防を管理する市長の役割は別だということですね。

◆中日新聞

わかりました。最後1点なんですけど、この前、2月の上旬に小隊長が処分されて減給処分ということだったと思うんですけど、この処分っていうのがそもそも今回の行政的な調査に則った、その結果っていうところで、目途がついたから処分になったのかっていうところと、もし現場の小隊長、誰かしらが責任取って、遺族感情などを踏まえると処分されなきゃいけないっていうのはわかるんですけど、警防部門の幹部であったり、そういった方々が処分されるっていうのは、検討されなかったか、そこをお伺いしたいです。

◆市長

はい、処分については、全て私も含めて処分対象ということで検討いたしました。その上で、処分というのは、やはり明確な原因と結果があって初めて処分されるということです。不適切な行動があって、それによって結果が生じたという因果関係が相当程度明らかでないとは処分はできないということになります。例えば、私もそうですし、消防長もそうですけれども、消防を管理しているわけですが、その行動が適切ではなかったとしても、それで、私が何かもうちょっとやれば現場の事故が起きなかったのかということ、それは因果関係は対応できないわけですね、一対一で。そういう観点から全ての職員について、当時に関わっている職員について、処分対象ということで検討いたしました。その結果、

1人の職員については、減給6ヶ月ということになりますけれども、それ以外の職員についても、訓告とかですね、そういった注意喚起をしているというようなことです。

こういった処分については、これも私が市長になってから、中の処分関係の規定をきっちり整理をいたしました。それで、外形的基準を全部、評価基準を全部明確にして、それで点数評価で、何点というのを入れて、何点以上はこういう処分ということを決めていますので、その処分に照らして全て評価をした結果、1名について、減給ということでも6カ月となっています。

もう一つ、消防長については何も責任がないのかということですが、これについては、やはり消防長として組織を統括しているわけですから、責任はあると思います。ただし、それを処分という形で明確な、と言いますか、その処分内容でもって処分をするということとはできないということですね。先ほど言ったように、直接の因果関係が、事故の発生とその人の行為の直接の因果関係が認められないので、処分をすることができないということですね。行政上の処分はですね。行政の処分ができないから責任がないのかというと、それはまた別問題ですので。責任は消防長も非常に強く感じている。本人もそのように、本人からも自分を処分してほしいという申し出もありましたが、それについては規定上、規則を照らしても処分はできないという判断をしております。以上です。

◆司会

はい、その他いかがでしょうか。はい、朝日新聞さん、お願いいたします。

◆朝日新聞

すいません、ちょっと細かいことで。朝日新聞です。あの消防管理室は、どういう方々で、ごめんなさい、あの確認なんです。どういう方々で作ると言っているのでしょうか。

◆市長

今は4人の体制ですね、消防管理監というのを置いて、これは行政の職ですね、消防局の人ではなくて行政から派遣をしていくという形になります。そして消防局の職員と、それからその他事務的な職員も行政のところから出すということになります。今のところ4人、最初は4人体制です。ただ4人でこの問題ができるわけではありませんので、4人が常勤ということになります。それで、具体的な規範が合っているか合っていないかというようなことを、一つひとつ消防職員と話をしていくということですね。

具体的に言うと「そんなガチガチの規定にされたら自由な活動ができないから

やっぱり規範を変えるべきだ」というような意見があれば、それをみんなで意見交換をして、では規範を変えようとか、やはりこの規範は守らないといけないのかというようなことを、これからやっていかないといけないわけですね。ですから、そのためには職員4名では足りないので、必要に応じて総務局が担当ですから、総務局から事務系の職員を派遣して一緒にやっていく。もちろん消防局の中の人も対応いたしますけれども、そんな取り組みになると思います。

◆朝日新聞

ありがとうございます。要は行政部署から皆さん出てるってこと…

◆市長

いや、1名は行政ですね。

◆朝日新聞

管理監…

◆市長

管理監ですね。その他は消防局の局が1名ですね、事務が2名ですね。

◆朝日新聞

すいません、ありがとうございます。それと今の話となんとなく、とてもあれ、がちりした検証なんですけど、その現場からすると、おそらく今おっしゃられたように、ガチガチに固められると逆に柔軟性を失ってしまって、現場の判断というところが、何て言うかな、うまく進んでいかないんじゃないかという、そういう反発があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこはどういうふうにもうまく回していくという形に…

◆市長

だからこそ今回のこれを踏まえて、4月からじっくり時間をかけて、長くかけるわけではなくて、できるところから一つひとつ潰して改善していくというのが大事だと思います。臨機応変の対応ができないということであれば、ですから規範を変える必要があれば規範を変えるということですね。そして、例えば、原則として命綱を付けない進入は、「原則として命綱を付けて進入すること、ただし、こうこうこういう場合についてはその限りではない」というような規定を置いたとして、であれば、こうこうこういう場合について、違う方法を採用のであれば、その違う方法について訓練をしないといけないですよ。やはりこれ

は練度が、非常に危険な現場でやるというのは練度が大事ですので、やはり訓練を通じて練度を上げていかないといけないと思いますけれど、先ほど言いましたように、訓練をしていない方法を現場で採るということを指示されたというのがいくつも出てきていますので、そういう面でもう一つそこに問題があると思うんですね。

ですから、規範が遵守されていないという問題が一つ。もう一つは、遵守されていないときに、今まで訓練をしていない方法で実施をしているという問題ですね。

もう一回具体的に申しますけれども、今回の隊員を失った件、殉職された件ですけれども、やはり規範という面では命綱を付けていかなければいけなかった、付けるという規範に、規範に合っていない行動になっています。そして隊員3人いましたけれども、隊員の3人のうち1名だけが、命綱を付けない方法、ホースラインを使って進入、退出する方法の訓練をしていて、残りの2人はその訓練をしていなかった、受けていなかったということですね。その訓練を受けていなかった方が現場、本当に一番の火点のところに行く危険な現場で訓練を受けていない方法で実施するというのは、これはありえないというふうに言った方がいいと思います。そのありえない行動が、活動が行われていたというのは、これが事実ですので、この部分だけを取っても、やはり組織的な対応として問題があるというのは、これはもう言わざるをえないと思います。

◆司会

はい、その他いかがでしょうか。静岡新聞さん、お願いいたします。

◆静岡新聞

静岡新聞です。この資料3の検証報告書の16ページなんですけども、この上からの三行目の、「実際、現時点において消防局として、再発防止に向けた取り組みは行っているものの自ら主体的に活動の問題点を明らかにするための検証と対応を行ったことは確認されていない」という、この部分がちょっとわかりにくくて、再発防止に向けた取り組みというのを行っていると書いてあって、その再発防止の取り組みって、ある程度の検証とかをしなければ、できないものかなとは思いますが、具体的にはどういったことを行っていて、どういったことを行っていないのか、消防局が。て、ことをちょっと教えてもらってもいいですか。

◆市長

一般論としてですね、安全を優先しましょう、というようなことを言って、例え

ば、それを研修会で言うというのは、これも再発防止活動にはなるわけですね。でも、そんなことをやっても実効性はないわけです。ですから、消防局が今までやってきたというのは、そういった類のものが多いということですね。

これから本当にやっていかないといけないのは失敗に学ぶということですね。現場で上手く指揮ができていなかったという事実があるわけですから、その一つひとつについて、「この場はこんなふうに行動をしたけれども、これはここに問題があったので、こうこうこうすべきであった」ということを、一つひとつやっていかないで再発防止にはならないわけですね。

つまり、観念的な話だとか、抽象的な話だとか、理念的な話をしても消防の現場は変わらないわけですね。変わるためには具体的な行動を、変化することをやらないといけないので、それが今の消防局ではできていないということです。

◆静岡新聞

今、そういった事故が発生した後の消防局の対応も踏まえ、含めて、踏まえて市長としては内部の改善は、このままでは見込めないというふうに、ご判断されたということです。

◆市長

もっと厳しく言うと、この事故が起きて再発防止に本気で取り組んでいないということですね。ですから、外からこの消防管理室を入れて、徹底的に改善をしないと変わらないということですね。あえて申し上げますけれど、一人ひとりの隊員は非常に優秀で、士気も高くて一生懸命頑張っておられるんですけども、組織対応ということですから、指揮の部分ですね。つまり管理システムがうまく機能していないということですので、管理システムのところに手を入れないと変わらないということですね。トップを含めた意識改革をしっかりとった上で、具体的な行動変容にしないと組織は変わらないと思っています。

◆静岡新聞

市長がこのままでは同じような事故が起きてしまうという強い危機感を持っているというご発言ありましたけども、この思い、危機感っていうのはこの再検証、主にアンケート結果などを踏まえてより強くなったということでしょうか。

◆市長

そうですね。元々そこまで認識をしていませんでした。8月に調査委員会の報告書を読んだ段階では、そこまで認識をしていませんでしたが、やはり、その後の、

いろいろ検証を聞いていろいろな話を聞くと、その危機感というのが、ますます高まってきたというところですね。とりわけ、このアンケートをした結果、規範が守られていないであるとか、訓練をしていない方法で指示されたというようなことがあるということは、完全に組織の問題ですので、そういった面で危機感をものすごく高めたということになります。

◆静岡新聞

あの、これ、報道としてはこういったその指示を受けた指揮権限、監督権を有する消防長がどういう認識を持ってるかとか、どういうふうに捉えてるかっていう認識も知りたいんですけども…

◆市長

消防長は、これを踏まえて消防長としてのコメントを出すと思いますので、それを聞いていただければと思います。

◆司会

はい、その他いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

◆静岡新聞

すいません、同じく静岡新聞の社会部です。ちょっと今の話と関連なんですけども、自分が認識してないわけなんですけど、消防局内でも再発防止策検討委員会というものを設置していたかと思うんですけど、この方では、今も設置中、継続しているのかってことと、何かここで検証結果とかが出てるし、何か結論が出たりするものっていう、動きっていうのは、現状はあったんでしょうか。その辺も含めて今のお話で、なかなか本格的に取り、本気で取り組んでないっていうのも関連するのかなと思ったんですけど。

◆市長

一番の問題は指揮の問題を認識していないということでしょうね。この問題はやはり指揮者の指揮が良い、適切かどうかということが一番基本だと思います。消防というのは、やはり組織的に活動するのが消防ですので、もちろん個人の活動が基礎になっていきますけれども、その全体を統率して、組織として良い結果を出すというのが消防組織です。これは、まさに現場で活動する組織ですので、それをうまく動かすことができるかどうか、というのは指揮をしっかりやるかどうかですよね。ですから、消防の大事なところは指揮だと思います。どんな危険な現場に行っても消防が対応できるのは指揮がしっかりしているからだ

思います。やはり、例えば何かで退避しないといけないという状況判断をしたら、そこで退避ということを即座に判断してやるということですね。こういう危機管理の現場というのは正解はないので、その中で指揮官が判断するというのは極めて大事なわけですね。その指揮官がどういう判断をし、そして、職員一人ひとりをどう統率していくかというのは非常に大きな問題だと思いますので、そこに対する、訓練、組織的な訓練が十分ではないと私は思っています。

◆静岡新聞

すいません。ちなみに具体的には何か、消防局内での事故調査、再発防止策検討委員会の方では、動き、なんか出すものってあったんですって？

◆市長

それはやっていますが、消防から、そこはまた報告してもらったらよいと思いますけれど、何度も申し上げますが、一番大事なのは失敗の事例に直接の事例に学ぶということです。具体的に、一般論で話をしても駄目で、自分のところの失敗を例に出すのが辛ければ、他のところの検証、いろいろな出ていますから、そういうところで、何が起きたのかと学んで、こういうときにはどうすべきだったかというのを一つひとつやることです。ね。

これは、おそらく、いろいろな、そういう組織的な、例えば自衛隊であるとか、そういうところもそうですけれど、そういう現場で、統率のもと動く組織というのは、必ずそれをやっていると思うんですね。だから、それを、やはりやっけないといけない。過去でいろいろな、自衛隊で言えば、いろいろなところの現場があったところで失敗した事例があるわけです。世の中いっぱい出ているわけですよ。それを一つずつ分析していて、どうやっていったらよいのかというのを、ずっと指揮官は訓練しているわけですね。その人たちが訓練をするから上に上がっていつているわけです。やはりそこが、この消防の組織の場合は十分できてないと私は思っています。

◆静岡新聞

ありがとうございます。続けて、別件で申し訳ないんですけども、冒頭の方でもですね、あの、ご遺族の気持ちに伝えるためにも、ご説明も、ちょっと出てましたけども、ご遺族の方への説明ってのはもう既にあって、何かご要望とかあったりしますでしょうか？

◆市長

ご遺族については、この報告書について、そして、アンケート結果については

ご説明をいたしました。

それで、ご遺族の気持ちとしては、やはりとにかく改善をしてくださいということですね。誰それに責任を取ってほしいとか、そういうことではなくて、組織の改善をして、二度とこういうことが起きないようにする、そういうことですね。そういうお気持ちだと思います。

◆静岡新聞

という話があったってことですか。

◆市長

そうですね。

◆静岡新聞

わかりました。

◆市長

それだからこそ、ご本人が生きていて消防の中にいた意味があるということをおっしゃっていました。

◆静岡新聞

ありがとうございます。

◆司会

はい、その他よろしいでしょうか。では、発表案件につきましては、以上とさせていただきます。では、幹事社質問の方に移りたいと思います。

朝日新聞さん、よろしく願いいたします。

◆朝日新聞

はい、幹事社の朝日新聞です。二問お聞きしたいと思います。

まず一つ目ですが、先日の施政方針で、若い世代が家を構えにくい現状について言及されていましたが、今後、若い世代が住みやすい住宅政策を具体的にどのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。

◆市長

はい、住宅については、やはり民有財産と言いますか、持家であるとか、賃貸で、市営住宅、市が供給する住宅ではなくて、一般的な民有の住宅というのが非常に

大事だと思います。私、常々申し上げていますがけれども、市の経営資源というのは市が保有する財産ではなくて民有財産も含めてやるべきだ、ということですので、若い世代が住みやすい住宅として、民有財産というのをいかに有効活用するのが大事かなと思います。やはり新築をするというのは非常に大変ですが、今、空き家もものすごく増えていますし、そして、「できれば引っ越したいんだけど」という年配層は非常にたくさんいます。例えば、高台の住宅で、坂が多くて車を運転できなくなるので、ちょっと買い物難民になるというような状況のところで、できたら街の中に住みたいんだ、という方がおられるといたします。その一方で、若い世代からすると、広い戸建て住宅の中で、近所に気兼ねすることなく、のびのび遊ばせることができるような住宅というのは非常に望まれているわけです。

そうすると、そういう流通を促進するということですね。こういったことで、そんなに費用をかけなくても、良いお家が手に入るということがありますので、そういったことを支援していきたいと思っています。したがって、今回、令和6年度の予算の中に入れておりますけれども、そういった方々が出るときに、若い世代の方が入りたいというときに、やはりリフォームをしたいということに対して、補助をするという事業を入れております。そういったことが非常に若い世代が住みやすい街というか、住宅政策としては大事なのではないかなと思います。

それ以外にも民間の賃貸住宅でいろいろ空いているところありますから、そういったところで、市況と言いますか、今、どのくらいの費用で回って近隣の市町とどのくらいの値段の差があるのかということも辺りも分析して、その上で若い世代が住みやすくなるような政策というのを、さらにさらに打っていきたいと思っています。

今、非常に即効性があるのは、先ほどの、今ある流通を促進させるということですね。有効利用ができる可能性のある住宅の流通促進というのは即効性がありますので、これを直ちに進めていきたいと思っております。以上です。

◆朝日新聞

ありがとうございます。流通促進というのが今回の当初予算にも盛り込まれている新法人にも関わる場所…

◆市長

そうですね。これは新法人の役割で言うと、例えば「家を貸したいんだけど、どうも、どんな人が借りるかわからないので不安なので、貸せない」とかですね、あるいは、そこで要するに、ちょっと自分の家にはそぐわない人が居座ってトラ

ブルになるというのがあるので、「そんなんだったら、もう貸さないでおいておこう」という方が結構多いんですよ。それで仏壇も置いてあるので一年に1回来て、それで何とかしましょう、みたいな感じで置いてあるところあるわけですが、そういうところに、この新法人が入って、そういったトラブル処理は全てこの新法人が受け持ちますというようなことをやれば、新法人がそのリスクを取ることができるわけですよ。だから、やはり行政の役割で、行政とか公的機関の役割で大事なものは、そうやってリスクを取っていく、公的にリスクを取っていくというのが大事ですので、新法人はそうやって直接は貸したくないんだけど、市が間に立てば、貸してもよいというような方々の賃貸、貸すということを促進していくということもやっていく。やっていく計画です。計画というか、これは6年度からすぐに実施してまいります。

◆朝日新聞

ありがとうございます。工業用地ですとかいうと、用途変更とかそういうこととあわせて、こういった…

◆市長

はい、企業用地の問題ですね。空き地の問題と空き家の問題と両方ですね、手を入れていきたいと思っています。

◆朝日新聞

ありがとうございました。2問目、リニアに関する質問なんですけれど、この1月下旬には国の有識者会議の中村座長、あと意見交換の場があり、今月16日には市の影響協議会もあって、論点や課題が明確になったとおっしゃっていました。市の基本認識として、今後JR東海と意見交換を十分に行うとおっしゃっていましたが、あの、先日整理された論点でもJR東海との認識の違いがあったと思いますが、JR東海に何を求めるか、具体的にどのような形で協議を進めていかれるか、お聞きしたいと思います。

それからもう一点、新しい動きがありまして、明日29日には第1回のモニタリング会議が開かれますが、どのような議論を期待するかということも併せてお聞きできればと思います。よろしくお願いします。

◆市長

はい、有識者会議の結果を踏まえたJR東海との認識の違いというところですが、その部分を言うと、私はJR東海と市との間の課題認識については大きな違いはないと思っています。先般、市の協議会を開いて、特に生物、生態

系の問題について、どこに問題があるのか、課題があるのかという整理をいたしましたけれども、それについて、これからJR東海と意見交換をしていくことになりますけれども、JR東海から「それは、もう全く受け入れられません」とか、「全然認識が違います」というような話は聞いていませんので、そういった点で、認識の差というのはそれほど大きくないのではないかなと思っております。それから、モニタリングの会議でしたか…はい。

◆市長

このモニタリングの国の有識者会議ですけれども、ちょっと中身がまだ聞いてないので、なんとも言いがたいところです。このモニタリングという言葉ですけれども、外国語ですので、ちょっとわかりにくいと思うんですけれども、モニタリングには監視という面と、観察とか記録と、この二つの両面があると思っています。先日2月16日に協議会の後にご質問にお答えをしましたけれども、モニタリングには技術的にモニタリングをしていく、観察をしたり、記録をしていったりするという評価をしていくという立場のモニタリングと、もう一つはそういったことが適切に行われているかという監視という面でのモニタリング、この二つがあると思っています。

先ほどの観察とか記録という面での技術的なモニタリングですけれども、これは順応的管理をやる必要があるというふうに言われていますから、事前に今の状況を観察をして、記録をして、今度は工事中だとか工事の後ですね、をもう1回そこで観察をして、記録をして、それが事前と事中・事後で何が変わったのかというのを評価して、それで保全措置にフィードバックをしていくというところですね。そういったモニタリングがあると思います。市が行っていく、市あるいはJR東海とこれから議論をしていくモニタリングというのは、その面でのモニタリングが非常に重要だと思っています。

その一方で、もう一つは監視という面ですね、そういった順応的管理が適切に行われているのかどうか、ということ監視するという面でのモニタリングもあると思います。今回、国がモニタリングの会議を設置するとおっしゃっていますけれども、どちらの意味でやろうとされているのか、ちょっとまだ、私、聞いていませんので、第1回の委員会を踏まえて、どういう立場でおやりになるのかということが明らかになると思いますので、それを踏まえてコメントしたいと思います。現時点ではちょっとコメントができない状況ということです。

◆朝日新聞

ありがとうございます。今おっしゃった1番目の意味での技術的なモニタリン

グということで、今後ＪＲ東海とそういう点を重視して意見交換を深めていくということになるのでしょうか。

◆市長

そうなりますね。例えばですけれども、この間言った蛇抜沢のところの、沢の生態系はこういうふうに今はなっています、というところのモニタリング、観察と記録をしっかりしておいて、それを１年か２年やった上で、「工事を始めました。そうすると元々のところと植生が変わってきたし、沢の流量が減っています。変化が出てきたので、その変化を踏まえて、どうしたらよいですか」というところを評価していくという面でのモニタリングですね。これがやはり静岡市としては非常に大事だと思っていますので、ＪＲ東海とは、その点について、しっかりとした詰めを行っていきたいというふうに思っています。

◆朝日新聞

ありがとうございました。幹事社から以上です。

◆司会

はい。それでは、ただいまの幹事社質問に関連したご質問、皆さんからお受けしたいと思いますが、はい、静岡朝日テレビさん、お願いいたします。

◆静岡朝日テレビ

静岡朝日テレビです。すいません、先日行われましたＪＲ東海と、流域自治体の意見交換の場で、流域自治体の皆さんは、地域住民の不安を解消するためにも早くボーリング調査を進めてほしいとの総意がまとまっているようです。難波市長も以前は山梨側のボーリング調査は進めてもよいのではないかと、というご認識を示されました。現在、田代ダムが改修工事中で、取水をしていない中で改めてボーリング調査に対する考えを教えてください。

◆市長

はい。総意でそのように流域の市長さんがおっしゃったのかどうか、ちょっと確認できていないので、報道だとか間接的にしか聞いていないので、ちょっとなんともコメントしがたいところがありますけれども、その上でどう思うかということですが、それは一つの考えだと思います。今は水が田代ダムで流れない、富士川系に流れていかない状況にあるので、ある種、水が豊富に、今まで以上に水が豊富にあるわけですね。その状態で工事すれば影響の回避という点では回避しやすいので、その間にやったらどうですかというのは、その

通りだと思えます。

ただし、早期にやるべきだということをわざわざ言う必要はないと思えますけれども。それはJ R東海が判断することですね。この期間にやった方がよいのではないですか、という話はよいと思えますけれど、早期に着手すべきだというのは、それはJ R東海が判断する話だと思えます。

◆静岡朝日テレビ

ということは、流域自治体からそういうことを言うのではなくて、あくまでもJ R東海が主体となってボーリング調査をするべきで、流域自治体からはそういったことを発言するのは控えるべきだってこと…

◆市長

いや、そんなことはないです。たぶんそういう意味でおっしゃったのだと思うのですよね。だから早期にという、今、やったらどうですか、ということ言われたんだと思えますので、ちょっとどういう意味合いでおっしゃったのかというのははっきりわかっていませんので、でも想像するには、早期に着手を求めたということではなくて、今やると影響が少ないので、その間におやりになったらどうですか、という提言じゃないかなと思えますし、もし、そういう提言であればそれは適切ではないかな、その通りだなと思えますね。

◆静岡朝日テレビ

ありがとうございます。

◆司会

はい、その他いかがでしょうか。はい、第一テレビさんお願いいたします。

◆静岡第一テレビ

すいません。静岡第一テレビです。よろしく申し上げます。改めて、ボーリング調査に対しての、今の静岡市の考え方というか、難波市長のご意見を改めてお願いしたいです。

◆市長

ボーリング調査については、我々ななんとも申し上げる立場にはないので、ここでボーリング調査はですね、進めていたときにこんな課題があるというのは、それは市長としての立場ではなくて、やはり県の副知事時代に県境付近で掘ったときに、静岡側の水の問題に影響が出る可能性があるという指摘は

しましたので、ただ、それが過剰に取り上げられているという印象を私は持ちましたので、いや、そんなことはないですよ、ということを一技術者として言うために申し上げたということです。したがって、ボーリングをいつやるかどうかについて、静岡市が申し上げる話ではないと思います。

◆司会

はい、その他いかがでしょうか。中日新聞さん、お願いいたします。

◆中日新聞

中日新聞です。前市長時代の 2018 年に静岡市と J R 東海が合意した県道トンネルの工事が遅れています。2023 年度内を予定していた掘削工事の着手が台風の影響などもあり、今年の夏ごろにずれ込む見込みとのことで、この県道トンネルは、玉川地区と井川地区を結ぶ 4.6 キロで地元からは早期開通を求める声もありますけども、市長の、遅れについての受けとめをお願いします。

◆市長

はい。現場は一生懸命やっていると思います。あれは非常に狭い谷のところをやっていくということですから、元々あそこをトンネルでやるということは災害が起きやすい現場、それで道がつづら折りになっているところを何とかしたいというところで、そういうところで、トンネルの大規模な工事をやるということですので、しかも取り付けと言われるトンネルの両側の道路、出口のところの両側の道路も非常に狭いという状況にあって、すぐ谷もあるという状況ですから、現場としては非常に厳しい現場だと思っています。そういった中で、ちょっと雨が降れば手戻りが生じるということは十分考えられることですので、現場は一生懸命やっていると思います。実際に現場、課題といいますか、工事用の台の部分ですね、デッキの部分ですけど、そういうところを見ると相当進んでいるなという、私は印象を持っていますので、今、いよいよ本格的に掘れるところに向かってきていると思っています。

もう一つ、やはりその、井川にとっては非常に重要なトンネルですので、早期に、静岡市も役割の一端を担っていますから、静岡市としても一日でも早くトンネルが供用できるように、協力なり、自らも努力していきたいと思っています。

◆中日新聞

この県道トンネルを巡っては川勝知事と J R でも意見が食い違っている部分があります。J R は県道トンネルの工事に関わらず、工事ヤードの整備は可能と言っている一方で、知事は県道トンネルが完成しなければ、リニアの工事ヤード

は整備できない、というご意見ですが、市長はこのご意見に対して何か意見ありますか。

◆市長

そこを言うと、何かそこだけ取られるので、あまり答えたくないんですけど、やはり聞かれるとお答えしないといけないと思いますので、ヤード工事とトンネルは関係ないですね、はい。それはトンネルが掘れないとヤードに行けないわけではなくて、現にヤードにはいろいろな、すでにヤードは一時整備をされていて、いくつかのヤードが整備されていて、そこに建設機械がいっぱい入っているわけですから、ヤード整備と三ツ峰落合線のトンネル工事は何ら関係はないと思います。

◆司会

はい、その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、テレビ静岡さんお願いいたします。

◆テレビ静岡

テレビ静岡です。お願いします。リニアの問題でボーリング調査の流量、流出量の、水の出る量など川勝知事は、モニタリングの委員会での議論に関心があるというふうに言っていて、市長は観察と監視の二面があるということですが、静岡市としてはモニタリング委員会では、何が議論されるべき、何を議論してほしいと、まずはお考えでしょうか。

◆市長

先ほど申しましたように、その役割がわかっていないので、どちらをやられるつもりなのかですね。具体的な観察、あるいは記録、そして事前と事後評価、比較をしてその評価をするという、そのところまでやることの委員会なのか、それとも監視の委員会なのか、ちょっとわからないので、なんとも言い難いですね。それは我々がどっちにしてほしいとかという話ではないと思います。前回の市の協議会の中でもモニタリングと言いますか、工事をしていたときの管理値というのですね。例えば、前年度に対して、トンネルを掘削前と掘削後でどれだけ流量が減ったのかということについて、閾値、管理値を決めて、例えば 50%下がったらそこで工事を中止するとかというのを、基準を決めるわけですけども、この基準の決め方というのをやるための委員会なのか、そういう管理値の設定が適切かどうかということを検討していく委員会なのか、それとも、管理値の設定はもっと別なところで、あるいは市とJR東海の間で

決まって、実際にその管理値で管理をしているかどうかを監視をしていくというところですね、不正がないかどうかであるとか、適切な評価がされているかどうかというのを監視していくという委員会なのか、ちょっとどっちかわからないので。どちらであってもよいと思うのですけれど、ただ、あまり静岡市がどちらがよいとかという話で、国に対して申し上げるような立場にはないと思っています。

◆テレビ静岡

ありがとうございます。

◆司会

はい、その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。その他、何かご質問ある方いらっしゃいますか。はい、静岡朝日テレビさん、お願いいたします。

◆静岡朝日テレビ

すいません。全く別件で恐縮です。静岡朝日テレビです。来年度の予算案にもありますように東静岡ですとか、清水など難波市長はまちづくりに力を入れているように感じました。久能山スマートインター周辺について伺いたいんですが、以前は、何かコストコが来るみたいな話もあったようなんですけれども、改めて久能山スマートインター周辺について市長のビジョンを教えてください。

◆市長

はい。大前提として静岡市は面的な開発を行ってきていない、十分行ってきていなかったと、議会の施政方針でもそういうふうに言いましたけれども、それがやはり今の静岡の経済の活性化に大きく影響をしていると思っています。唯一、大規模な開発をされたのが、このスマートインターのところですね。これは、この取り組みというのは非常に素晴らしいことだと思います。その取り組みについて、でもこれがですね、これから先いくつも静岡市でできるのかということ、おそらく、あれだけの規模の再開発というのは、あるいは新しい用地の造成というのは、最後のチャンスぐらいの規模だと思います。

したがって、それだけのことをやるのであれば、そこを最大限活用していくということが非常に大事だと思っていますので、そういった観点からですね、組合の事業者の皆さんともお話をしていきたいと思っています。

◆静岡朝日テレビ

ありがとうございました。

◆司会

はい、その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、中日新聞さん
お願いいたします。

◆中日新聞

中日新聞です。P F A Sについて伺います。清水区三保の工場周辺から高濃度で
検出が続くP F A Sの問題でですね、この工場側と市、地元自治会で作る三者
連絡会についての質問です。まず、この地元自治会というのが、三保地区連合
自治会ですね、この連合自治会には、駒越や折戸、不二見地区が加入していま
せん。そもそも連絡会が設置されたのは昨年 11 月で、この後に駒越、不二見、
折戸で検出が判明したということなんですけども、今後、この駒越、折戸、
不二見の、地区の自治会を三者連絡会に入れるというご発想はありますで
しょうか。

◆市長

はい。今のところ考えていないのですけれども、地元からもそれほど強い要望が
あるようには思っていないのですけれども、ご要望があればですね、それは
やっていく必要があると思いますが、やはりその問題の深刻さがちょっと違
います。ちょっと違うのではなくて、大きく違いますので、やはり三保の、あの
部分は非常に高濃度な状況が続いていますので、それをいかに抑えるかとい
うのは非常に大きな課題ですので、そして工場が立地する、まさに地先であり
ますから、そこはそこでああいう形でやっていく必要があるんじゃないかな
と思います。

仮に、駒越あるいは折戸もと言うことであれば別の枠組みではないかなと思
いますね。はい、そんなふうに考えています。

◆中日新聞

ありがとうございます。最後にですけれど、市営の三保雨水ポンプ場の敷地内に、
この度、5月から7月に工場側、活性炭棟を複数設置するということが発表され
ました。この受け止めをお願いいたします。

◆市長

はい、効果が出るのではないかなと思っていますけれども、それから大変申し訳
ないですけれど、最初にやろうとしていたことが、ほとんど効果が出なかつた
ので、やはり本格的な装置を置いて、やらないといけないということで、装置を

置くということになりました。

問題は、それは出てきた水を浄化するものですから、管路を通ってきて、ポンプ場に入ってきた水を浄化する状態になっているので、前から申しましたように、その管路自身にひび割れとかが入っていて、地下水が雨水に混じって入ってきているという可能性が非常に高いということでもありますから、今、雨水が入ってくるのについて、ごめんなさい、地下水が雨水の管に入ってくるのを止めているということがありますので、その両面の対策を進めていくことが必要だと思っています。

その両面の対策で、このポンプ場に流入する濃度がどのくらいまで減るのかという問題と、それから今度は入ってきたものを新しい浄化施設で、どのくらいまで落とせるのかと、この両面ですね、それを、結果をモニタリングしながら、さらに増やしていくということも必要ではないかなと思います。

印象ですけれど、二基では足りないと思っていますので、とりあえず当面すぐに設置できるのが二基ということでは始めていますけれども、さらに増やしていく必要があるのではないかなと認識しています。

◆中日新聞

設置場所なのですけれど、おそらく活性炭棟は結構大きいもので、今の箱型の浄化装置のようにポンプ場の中には入らないと思うんですけど、外に設置するということですか。

◆市長

はい、外に設置することになると思います。ちょっと今、聞いているのですけれど、中に設置する部分もあったと思いますけれども、中ではどうしても大きなものが、今のところ、中に入れる空間が空いてないので、どうしても入れるとしても小さなものになるので、本格的に処理、要は処理量ですね、何千トンという量が入ってきているので、千トン単位で処理しようと思うと、ポンプ場の外に、敷地のところにそういう施設をつくるということになります。

◆中日新聞

最後です。これは工場内に既にあるものを移設するのではなくて、一から工場側がそこで作るという認識でよろしいですか。

◆市長

工場内にあるのを移設、最初はおそらく移設だったと思いますけれども、ちょっと後で確認しますが、最初に設置するものは工場内にあるものを移設、それ以外に

ついてさらに増やす場合については新設だと理解していますが、ちょっと違っていたら後で訂正します。

◆中日新聞

ありがとうございました。

◆司会

はい、ご質問は以上で。すいません、ご質問は以上でよろしいでしょうか。それでは本日の会見を終了させていただきます。ありがとうございました。

◆市長

ありがとうございました。